

滋賀県公報

 平成
 20 年 (2008 年)

 4
 月
 24
 日

 号
 外

 木
 曜
 日

毎週月・水・金曜 3回発行

県 草

次

監查委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

目

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づき執行した平成19年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年4月24日

 滋賀県監査委員
 青
 木
 愛
 子

 "
 中
 沢
 路
 子

 "
 柊
 勝
 次

"宮村統雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
琵琶湖環境科学研究センター	平成20年4月14日
琵琶湖博物館	平成20年4月14日
衛生科学センター	平成20年4月14日
工業技術総合センター	平成20年4月14日
病害虫防除所	平成20年4月10日
農業技術振興センター	平成20年4月10日
畜産技術振興センター	平成20年4月15日
水産試験場	平成20年4月15日
I .	l .

2 監査の結果

(1)指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

(2)指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア)収入関係(2件)

・使用料について収入未済の解消を求めるもの(工業技術総合センター、水産試験場)

(イ)支出関係(1件)

- ・諸手当の支給を誤っているもの (農業技術振興センター)
- (3)上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

믁

外

平成20年(2008年)4月24日

3 意見

平成20年4月10日から4月15日までに実施した8機関に係る監査の結果、次のとおり意見を

(1)調査研究成果等の発信と地域貢献について (琵琶湖環境科学研究センター)

琵琶湖環境科学研究センターでは、琵琶湖と滋賀の環境について、モニタリングによる観察や 監視を行い、政策提案や課題提起、施策効果の科学的な検証やその成果の発信を行うとともに、 センターの知見等を社会に還元するため、セミナーや講習会、指導相談等を実施し、県民の環境 保全活動に対して科学的・技術的側面から支援を行っている。

今後も、研究機関の使命として、地球温暖化問題や琵琶湖の再生等の行政・社会ニーズに対応 し、「持続可能な滋賀社会の構築」、「琵琶湖と流域の水質・生態系の保全・再生」および「環境 リスク低減のための実態把握」の政策課題に取り組むとともに、県民が環境問題を身近なものと して考え、課題解決に向けた取り組みを進めることにつながるよう、調査研究成果や知見等のさ らなる発信と地域への貢献に努められたい。

(2) 技術開発室 (レンタルラボ) の有効活用について (工業技術総合センター)

工業技術総合センターでは、平成11年度より独自技術開発や新製品開発に積極的な企業の育 成支援を行うため、企業化支援棟に技術開発室(レンタルラボ)を7室整備し、1室を開放機器 設置型の企業支援室に変更し、現在は6室を研究スペースとして貸し出しを行っている。

平成19年度末で延べ20社が利用し、一定の成果はあったものの、近年は大学等で同種の施 設が設置されるとともに、地理的な条件などにより入居状況は、平成18年度で4社、平成19 年度で2社と低調な状況で推移している。

引き続き募集を行うとともに、当初の設置目的を達成するためにも、早急に支援方法や利用形 態等の見直しを行い、施設の有効活用に努められたい。

(3) 農業大学校の学生確保について (農業技術振興センター)

農業大学校では、次代の農業を担う人材の養成と、農業従事者等に対し農業に関する研修をさ れており、特に養成科では、明日の農業と農村を担う青年農業者や、地域における農業の振興等 に指導的役割を果たす人材の育成を教育方針として運営されている。

しかし、近年では高校を卒業した若者の応募が少なく、定員を大幅に下回っている状況が続い ている。

本県における次代の農業を担う人材の養成を図るためにも、学生の確保に努められたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた 旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 20 年 4 月 24 日

愛 子 滋賀県監査委員 青 木 中 啓 子 沢 // 柊 勝 次 宮村 統 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監查執行対象機関名	総務部総務課
監査執行年月日	平成19年8月6日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	

専修学校等修学奨励資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平 成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ690,705円増加し、3,319,888円とな っているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努め られたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

3

外

収入未済額については、文書や個別訪問により債務者に対する督促を行うとともに、貸付金に係る事務を行っている関係市町教育委員会に対して債務者の実情把握や償還指導を要請した結果、一部納付が図れた。

また、新たな収入未済の発生防止については、納入義務者に対する返還義務の周知徹底、債務者の実情に応じた納付方法への変更、納入遅延者に対する文書等による督促を繰り返し行うとともに、きめ細かな償還指導を同教育委員会に要請した。

監查執行対象機関名	健康福祉部健康推進課
監查執行年月日	平成19年8月9日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監 査 の 結 果	

未熟児養育医療自己負担金については、収納に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ342,771円増加し、1,062,950円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

未納者に対して督促状の送付や電話等による督促を再三行った結果、平成20年2月末までに132,014円の収納を図ることができた。

残る930,936円については、引き続き書面、電話、戸別訪問等による督促を行い早期収納に努めるとともに、今後とも申請窓口である市町や保健所との連携を図り、申請時に自己負担金にかかる制度の説明と納付指導を徹底して、新たな収入未済の発生防止に努める。

監查執行対象機関名	健康福祉部子ども・青少年局
監查執行年月日	平成19年8月20日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監 本 の 結 里	

母子福祉資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ777,485円増加し、38,124,592円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収納未済の解消については、受益者負担の公平性の確保からも完納をめざし、電話・文書による督促を行うとともに、自宅訪問により生活実態の把握に努め、償還指導を行っているところである。その結果、平成19年6月から平成20年1月末までに4,885,508円を収納した。残る収入未済額(繰越分)33,239,084円についても、その回収のため、分納による計画的・定期的償還の推奨や、保証人による償還促進を図っていくとともに、初期滞納時において、母子自立支援員との連携を図りながら、新たな収入未済の発生防止に努める。

監查執行対象機関名	商工観光労働部商業観光振興課
監查執行年月日	平成19年8月17日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	

中小企業高度化資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ17,348,179円増加し、672,090,519円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済については、今後とも、貸付先の実態を把握しながら、それぞれに応じた債権 回収策を講じ、収納の促進および収入未済の早期解消に努めるものとする。

また、延滞債権の早期処理を図るため、貸付先の経営状況や今後の見通し等を踏まえ、貸付先を分類のうえ、それぞれに応じた管理を行うものとし、真に回収が不能と判断され

外

るに至った場合には、関係機関と調整のうえ、地方自治法、滋賀県財務規則を遵守し、県議会の議決に基づく権利放棄による欠損処分を行うなど、適正な処理を進めていくものとする。

新たな不良債権化を防止するため、正常貸付先に対しても、定期的に経営状況や担保・保証人の状況を把握するとともに、関係機関とも連携のうえ、初期段階から積極的に巡回調査・助言を行い、経営状況等を踏まえ、専門家の派遣や経営診断を実施するなど、経営支援を行うものとする。

なお、平成19年度末現在の収入未済額は、669,656,101円であり、2,434,418円減少した。

監查執行対象機関名	農政水産部農政課
監查執行年月日	平成19年8月1日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
を あ の 結 果	

農業改良資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ4,250,941円増加し、20,628,590円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済額の解消については、滋賀県信用農業協同組合連合会、各農業協同組合および振興局等の農産普及課、農業技術振興センターと連携し、債務者に対して電話や面談による督促を行った。この結果、債務者5名のうち、1名は収納未済額の全額を回収することができ、また、新たに1名が定期的な分納に応じることとなった(定期的な分納により返済している者は3名となった)。これらの取り組みにより、平成20年3月21日時点で3,002,804円の収納を図ることができた。今後も関係機関と連携し、経営指導等を行いながら引き続き早期回収に努める。

次に、新たな収納未済の発生防止について、今年度延滞が発生した債務者にあっては、 その状況や原因を踏まえ、面談等により適切な助言を行うとともに、連帯保証人と連絡を 密にし、早期に回収が図られるよう対応してまいりたい。

監査執行対象機関名	農政水産部水産課
監查執行年月日	平成19年8月22日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監査の結果	

沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成19年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ4,774,000円増加し、19,834,951円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済の解消については、収納代理機関である農林中央金庫大阪支店と連携を図りながら、債務者に対して、書面、電話、訪問による督促を実施した。その結果、債務者から2,860,000円(平成20年3月末日現在)の回収を図ることができた。

今後も、訪問などによる督促を強化し、また、状況に応じて連帯保証人に対しても督促等を行い、債務者に対する納入指導を求めるとともに、回収が困難と見込まれる場合には、連帯保証人による代位弁済を求めるなど、できる限り早期に収入未済の解消を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	病院事業庁
監査執行年月日	平成19年7月19日・20日
監査結果報告年月日	平成19年12月19日
監 査 の 結 果	

(1)平成18年度病院事業会計における患者負担金収入については、収納に努力されている